様式第14号（第12条関係）

誓 　約 　書

太子町長　　様

私は、空き家・空き地バンクの利用申出に当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

１　太子町空き家・空き地バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の目的等を理解した上で、申出を行います。

２　申出書記載事項に偽りはなく、要綱第13条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

（空き家・空き地バンク利用の申出要件）

第13条　空き家・空き地バンクを利用しようとする者は、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ暴力団等でない者でなければならない。

⑴　空き家に居住若しくは定期的に滞在し、又は空き地に住宅を建築して居住若しくは定期的に滞在し、若しくは空き地に店舗・事務所等を建築することが期待でき、かつ地域住民と協調して生活ができると期待できる者

⑵　住み替えにより住環境の改善を図ろうとし、地域住民と協調して生活ができると期待できる者

⑶　その他町長が適当と認めること。

３　空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害することをしません。

４　空き家等の所有者等及び登録業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。なお、家族の情報についても、同じく本人の同意を得ています。

５　要綱第17条第2項に関し、契約等に関する一切の疑義、紛争等については、所有者等と利用登録者の両者の間で責任をもって解決します。

６　空き家・空き地バンクへの申出を通じて得られた情報については、要綱第18条の規定により適切に扱います。

（個人情報の取扱い）

第18条　物件登録者、取扱業者及び利用登録者は、登録物件の売買及び賃貸借の交渉等を通じて取得した個人情報の取扱いについて、次に定める事項を遵守しなければならない。

⑴　個人情報を空き家・空き地バンク運用の目的以外に利用しないこと。

⑵　個人情報を自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。

⑶　個人情報が漏えいし、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

⑷　保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

⑸　個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

住 所

氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞